



令和5年度ダイオキシン類対策特別措置法に基づく自主測定結果

1 排出ガスの測定結果

大気基準適用施設にあっては、排出ガスについて、ダイオキシン類濃度を年1回以上測定し、結果を知事（中核市の区域内の施設にあっては当該市長）に報告することとされています。

令和5年度の測定対象施設は68施設（中核市の区域内の施設を除く。）で、すべての施設から報告があり、すべての施設について大気排出基準に適合していました。

特定施設の種類	対象施設数	報告施設数	測定結果（最小～最大） （単位：ng-TEQ/m ³ _N ）	排出基準値 超過施設数
廃棄物焼却炉	68	68	0 ～ 6.6	0

注 排出基準は、施設の種類、規模等により異なる。

2 排出水の測定結果

水質基準対象事業場において、排水について、ダイオキシン類濃度を年1回以上測定し、結果を知事（中核市の区域内の事業場において当該市長）に報告することとされています。

令和5年度の測定対象事業場は2事業場（中核市の区域内の事業場を除く。）で、両事業場から年度内に報告があり、いずれも水質排出基準（10 pg-TEQ/L以下）に適合していました。

特定施設の種類	対象 事業場数	報告 事業場数	測定結果 （単位：pg-TEQ/L）	排出基準値 超過事業場数
排ガス洗浄施設 （廃棄物焼却炉）	1	1	0	0
下水道終末処理施設	1	1	0.0030	0
計	2	2	—	0

注 廃棄物焼却炉に係る廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設等については特定施設であるが、報告の対象は、排水を公共用水域に排出している事業場である。

3 ばいじん及び燃え殻の測定結果

特定施設である廃棄物焼却炉にあっては、ばいじん（集じん施設によって集められたもの）及び燃え殻について、ダイオキシン類濃度を年1回以上測定し、知事（中核市の区域内の施設にあっては当該市長）に報告することとされています。

令和5年度のばいじんに係る測定対象施設は33施設（中核市の区域内の施設を除く。）で、すべての施設から年度内に報告がありました。測定結果の報告があった施設のうち、4施設について処理基準値（3 ng-TEQ/g）を超過しました。処理基準値を

超過した施設については、設置者に対し、当該ばいじんを特別管理産業廃棄物として適切に処理するよう指導しました。

令和5年度の燃え殻に係る測定対象施設は65施設（中核市の区域内の施設を除く。）で、すべての施設から報告があり、すべての施設について処理基準（3 ng-TEQ/g以下）に適合していました。

項 目	対象施設数	報告施設数	測定結果（最小～最大） （単位：ng-TEQ/g）	処理基準値 超過施設数
ばいじん	33	33	0 ～ 13	3
燃え殻	65	65	0 ～ 2.4	0

注 処理基準については、平成12年1月15日において現に設置され、又は設置の工事がされている廃棄物焼却炉から排出されるものについては、セメント固化、薬剤処理及び酸抽出の処理を行う限り、適用されない。